

様式第 2 号(第 7 条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和 5 年度第 4 回 さいたま市廃棄物減量等推進審議会
2 会議の開催日時	令和 6 年 3 月 2 6 日 (火) 午前 1 0 時から午前 1 1 時 3 0 分まで
3 会議の開催場所	本庁舎別館 2 階 第 5 委員会室
4 出席者名	鬼沢会長、磐田副会長、川本委員、永田委員、清川委員、内田委員、田口委員、小池委員、大前委員、山崎委員、村井委員
5 欠席者名	吉田委員、小林委員、野代委員、赤松委員
6 議題及び公開又は非公開の別	・第 4 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画に係る事業評価 ・プラスチック回収先行地域実証事業について ・ 3 R 推進啓発事業 ・ 西部環境センターの段階的稼働停止について ・家庭系木くずのリサイクル実証事業 ・今後の予定 (公開)
7 非公開の理由	—
8 傍聴者の数	1 名
9 審議した内容	・家庭系木くずのリサイクル実証事業
10 問合せ先	環境局 資源循環推進部 資源循環政策課 電話番号 0 4 8 - 8 2 9 - 1 3 3 8
11 その他	

令和5年度第4回さいたま市廃棄物減量等推進審議会 次第

日 時：令和6年3月26日（火）10:00～12:00

場 所：本庁舎別館2階 第5委員会室

次 第

1 開 会

- (1) あいさつ

2 議 事

報告事項

- (1) 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画に係る事業評価
- (2) プラスチック回収先行地域実証事業について
- (3) 3R推進啓発事業
- (4) 西部環境センターの段階的稼働停止について

審議事項

- (1) 家庭系木くずのリサイクル実証事業

その他

- (1) 今後の予定

3 閉 会

配付資料一覧

- 次第（本紙）
- 名簿、席次表
- さいたま市廃棄物減量等推進審議会に関する規定
- 資料 令和5年度廃棄物減量施策報告と令和6年度の新規施策について

第10期さいたま市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

令和5年11月

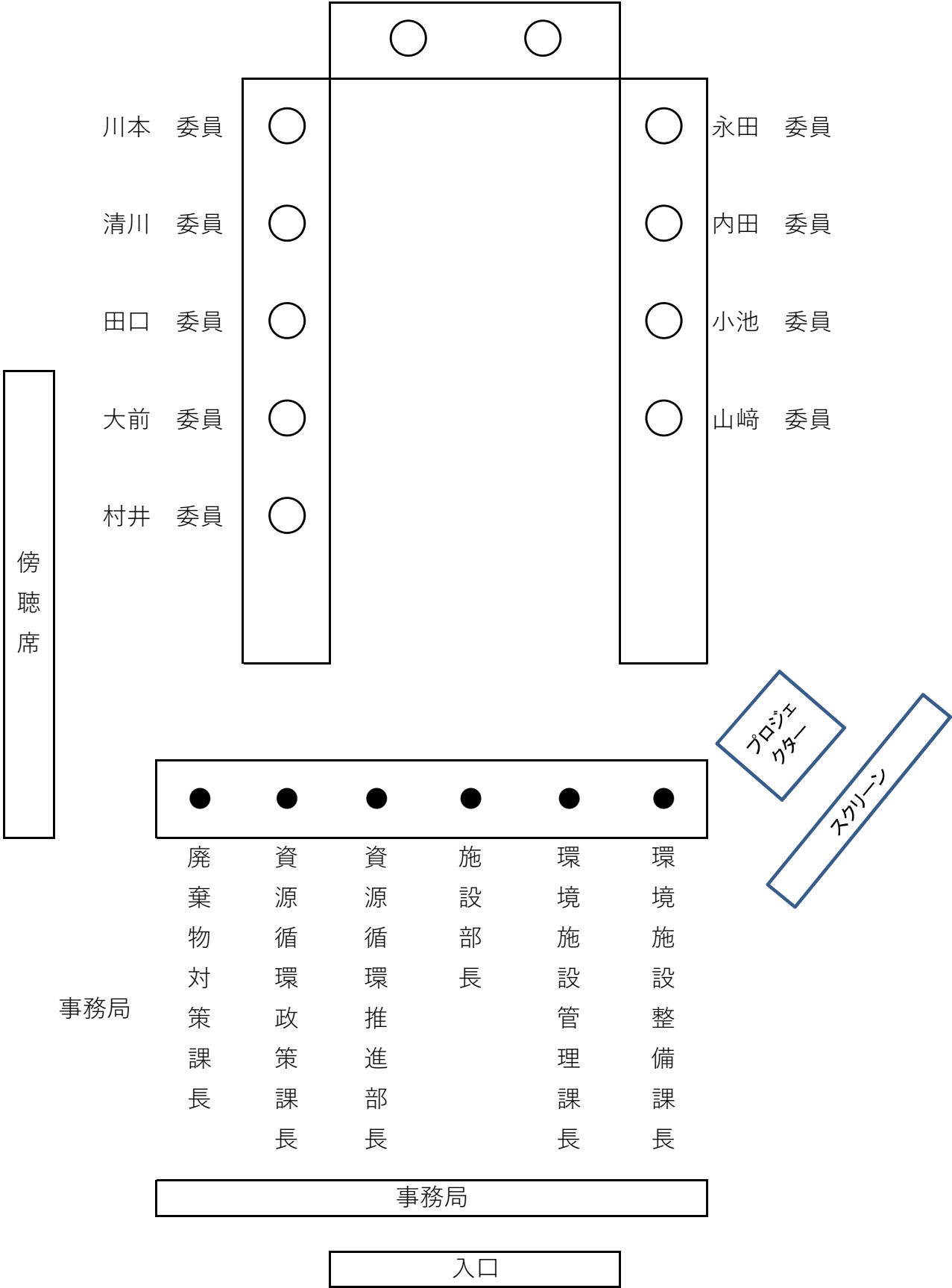
	区分	所属	氏名
1	学識経験者	(特定非営利活動法人) 持続可能な社会をつくる元気ネット	きざわ りょうこ 鬼沢 良子
2	学識経験者	埼玉大学大学院理工学研究科 教授 環境科学・社会基盤部門(地盤工学・地盤環境工学)	かわもと けん 川本 健
3	学識経験者	芝浦工業大学 副学長 システム理工学部 教授 環境システム学科 エネルギー・システム工学研究室	いわた ともし 磐田 朋子
4	市民代表	公募選出	ながた のぶお 永田 信雄
5	市民代表	公募選出	きよかわ しづか 清川 静香
6	関係団体代表	さいたま市自治会連合会	よしだ まさのぶ 吉田 正信
7	関係団体代表	さいたま市PTA協議会	うちだ たかひろ 内田 宜宏
8	関係団体代表	さいたま市子ども会育成連絡協議会	たぐち ゆりこ 田口 ゆり子
9	関係団体代表	さいたま商工会議所	こばやし あつし 小林 敦
10	関係団体代表	(公益社団法人) 埼玉中央青年会議所	こいけ ゆうや 小池 佑弥
11	関係団体代表	さいたま市環境会議	のしろ こういち 野代 幸一
12	関係団体代表	(特定非営利活動法人) 埼玉エコ・リサイクル連絡会	おおまえ ますみ 大前 万寿美
13	関係団体代表	さいたま市環境美化会議	やまざき ようこ 山崎 蓉子
14	関係行政機関	環境省関東地方環境事務所資源循環課長	むらい しんたろう 村井 辰太朗
15	関係行政機関	埼玉県資源循環推進課 副課長	あかまつ しんいち 赤松 真一

任期 | 令和4年4月1日～令和6年3月31日

令和5年度第4回さいたま市廃棄物減量等推進審議会 席次表

日時 | 令和6年3月26日（火）午前10時～
場所 | 本庁舎別館2階 第5委員会室

鬼沢会長 磐田副会長



さいたま市廃棄物減量等推進審議会 根拠法令

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和45年12月25日法律第137号)
- 2 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例
(平成13年5月1日条例第195号)
- 3 さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則
(平成13年5月1日規則第142号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

- 2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例

第11章 審議会及び推進員

(審議会)

第51条 法第5条の7の規定により、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する事項を審議するため、さいたま市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関する基本的事項について調査審議する。
- 3 審議会は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項について、市長に提言することができる。
- 4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則

第6章 審議会及び推進員

(審議会の組織)

第32条 条例第51条第4項に規定するさいたま市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第33条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第34条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第35条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第36条 第32条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

令和5年度廃棄物減量施策報告と 令和6年度の新規施策について



令和6年3月26日

環境局　資源循環推進部　資源循環政策課

議 事

1 報告事項

- (1) 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画に係る事業評価 … 3
- (2) プラスチック回収先行地域実証事業について …… 1 0
- (3) 3R推進啓発事業 …… 1 7
- (4) 西部環境センターの段階的稼働停止について …… 2 0

2 審議事項

- (1) 家庭系木くずのリサイクル実証事業 …… 3 2

3 その他

- (1) 今後の予定 …… 3 5

1 報告事項

(1) 第4次さいたま市一般廃棄物処理 基本計画に係る事業評価

(1) 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画に係る事業評価

令和4年度実績に基づく評価(51事業を対象)

評価	A評価	B評価	C評価	合計	A+B (事業数)	A+B (達成率)
ごみの発生抑制・再使用の推進 (グリーン購入の推進を除く)	3	6	9	18※	9	50%
資源回収の推進	1	4	8	13	5	38%
収集運搬計画	2	3	3	8	5	63%
中間処理・最終処分計画	3	1	1	5	4	80%
施設整備計画	0	7	0	7	7	100%
合 計	9 (18%)	21 (41%)	21 (41%)	51 (100%)	30	59%

目標を達成(A+B)した事業は30事業となり、達成率は59%
令和2年度以降の達成率は低調(R2年度:65%、R3年度:62%)

(1) 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画に係る事業評価

事業別 達成状況

事業名	評価
1-1-1 ごみスクール事業＊	C
1-1-2 親子リサイクル施設見学事業＊	C
1-1-3 出前講座＊	C
1-1-4 リサイクル基金を活用した環境教育の普及	C
1-2-1 環境関連イベント等への出展＊	C
1-2-2 大都市共同の減量化・資源化キャンペーン	B
1-2-3 九都県市共同の3R普及促進キャンペーン	B
2-1-1 (家庭系) 食品ロス削減に向けた取り組みの促進	B
2-1-2 生ごみ処理容器等購入費補助事業	A
2-1-3 生ごみの水切りの促進	C
2-2-1 (事業系) 食品ロス削減に向けた取り組みの促進	B
2-2-2 事業用大規模建築物の所有者等への減量等計画書の提出義務付け	C
2-2-3 事業ごみ適正処理啓発事業	A
2-2-4 さいちゃんの3Rパートナーシップ宣言事業	A
2-3-1 ペーパーレス化の推進	—
2-3-2 市イベント等におけるリユース食器の普及促進	C
2-3-3 マイボトル等の普及促進	B
3-1-1 リサイクル品展示販売会などリユース品の有効利用に向けた事業拡充	—
3-1-2 フリーマーケットの後援	C
3-2-1 グリーン購入の推進	B
4-1-1 資源物1類・2類の分別啓発	C

(1) 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画に係る事業評価

事業名	評価
4-1-2 小型家電リサイクル事業の普及促進	C
4-1-3 ごみ分別アプリなど電子媒体による分別啓発	A
4-1-4 家庭ごみの出し方マニュアルなど紙媒体による分別啓発	B
4-1-5 クリーンさいたま推進員など地域のリーダーによる分別啓発	B
4-2-1 団体資源回収運動補助事業	C
5-1-1 大手製造小売事業者との包括連携協定に基づくりサイクルの推進	B
5-1-2 (事業系) 剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルの推進	B
5-1-3 (事業系) 食品廃棄物のリサイクル促進のための他市町村との事前協議	C
5-2-1 事業系資源物リサイクル事業	C
6-1-1 資源物1類・2類、小型家電の回収・資源化	C
6-2-1 公共施設における剪定枝や生ごみ、紙ごみ等の資源化の推進	C
6-3-1 (家庭系) 剪定枝・大型木製品等の木くず及び刈草類のリサイクルの導入	C
7-1-1 高齢者等を対象とする「ふれあい収集」の実施	B
7-2-1 搬入物検査の実施	A
7-3-1 衛生協力助成金の交付(ごみ収集所の衛生保持)	B
7-3-2 不法投棄防止昼間・夜間パトロールの実施	A
7-3-3 環境美化推進事業	C
7-4-1 水銀大気排出抑制策の検討	B
7-5-1 収集車両への低公害車の導入	C
7-6-1 効率的な小型家電回収の推進	C
8-1-1 災害廃棄物処理計画の策定	C
8-1-2 熱回収機能を有する焼却施設による適正処理	A

(1) 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画に係る事業評価

事業名	評価
8-1-3 溶融施設による焼却灰の減容・安定化	A
8-2-1 溶融スラグの有効利用	B
8-2-2 焼却灰の有効利用	A
9-1-1 サーマルエネルギーセンターの整備計画	B
9-1-2 クリーンセンター大崎の更新計画	B
9-2-1 サーマルエネルギーセンターの整備計画	B
9-3-1 草木類のリサイクルの推進	B
9-4-1 最終処分場の整備計画	B
9-5-1 効率的な施設整備の検討	B
9-5-2 効率的な運営体制の検討	B

※「2-3-1 ペーパーレス化の推進」及び「3-1-1 リサイクル品展示販売会などリユース品の有効利用に向けた事業拡充」は目標値なし及び事業終了のため評価を行わなかった。

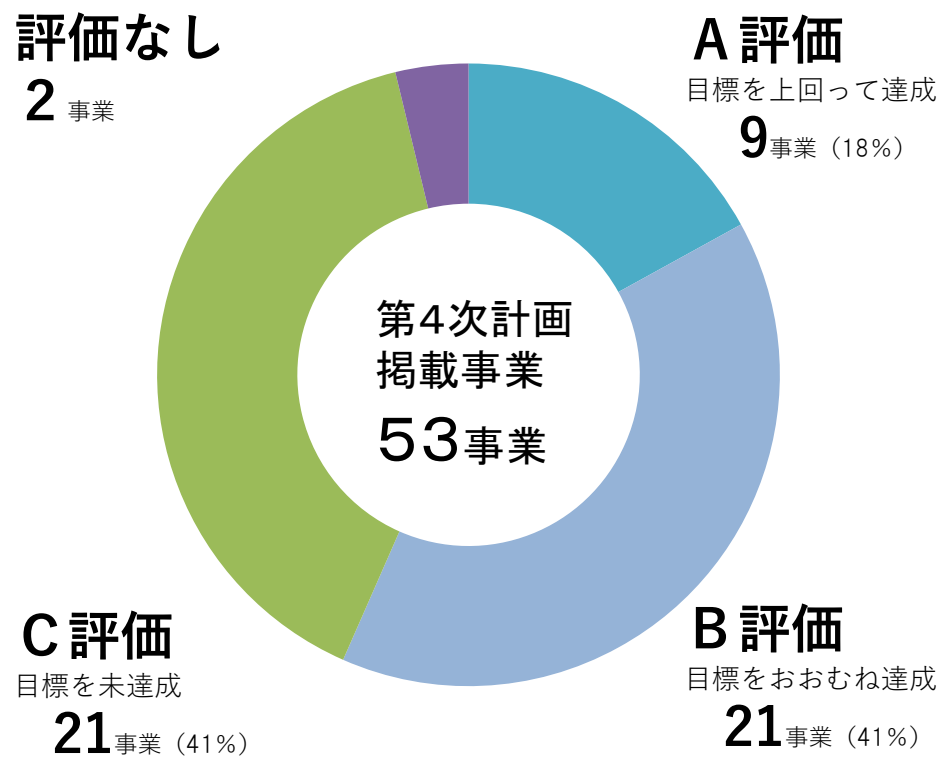
(1) 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画に係る事業評価

【参考】評価区分 評価方法はKPI(重要業績評価指標)

評価	達成率
A 目標を上回って達成	定量的な目標 : 目標値と比べて、達成率が「+10%以上」 定性的な目標 : 予定した年度より前倒しで達成した場合
B 目標をおおむね達成	定量的な目標 : 目標値と比べて、達成率が「±10%以内」 定性的な目標 : 予定どおり目標を達成した場合
C 目標を未達成	定量的な目標 : 目標値と比べて、達成率が「-10%以上」 定性的な目標 : 未達成または予定した年度より後倒しで達成した場合

(1) 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画に係る事業評価

【参考】評価別達成状況



1 報告事項

(2) プラスチック回収先行地域 実証事業について

(2) プラスチック回収先行地域実証事業について

実証実験概要

1.目的

令和8年度以降の製品プラスチック一括回収の導入に向け、本市に見合ったプラスチック類のリサイクルルートを構築するため

2.実施期間

令和5年11月

毎週火・水曜日に対象地区からプラスチック類を回収、毎週水曜日に組成分析を実施
(実証実験前の比較として10月24日・25日も回収・組成分析を実施)

また、住民向けアンケートを12月に、ヒアリングを令和6年1月・2月に実施)

3.実施場所 (※世帯数はチラシ配布世帯)

桜区 新開1丁目 (新開自治新和会 347世帯)、

桜田1丁目 (桜田1丁目自治会 332世帯)、桜田3丁目 (桜田3丁目自治会 148世帯)

4.対象品目

食品包装プラスチックと共にその他の容器包装プラスチック及び50cm未満の製品プラスチックを一括して回収

5.分析内容

一括回収によるごみの増加量、CO2排出量、製品プラスチックの組成、異物の混入状況、市民の協力状況や意識の変化等

(2) プラスチック回収先行地域実証事業について

実証実験の様子

1. 収集の様子



2. 組成分析調査の様子



3. 中間処理(選別、圧縮・梱包)の様子

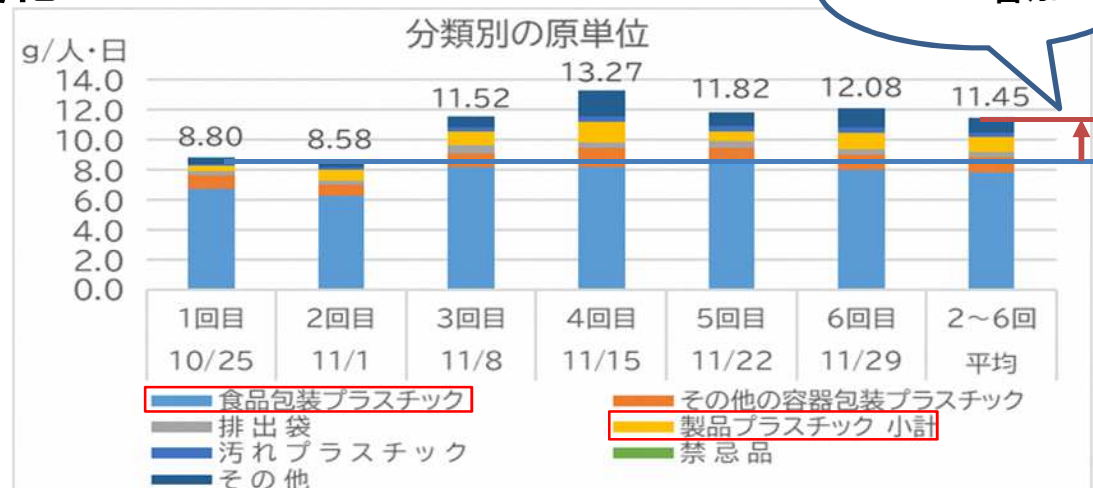


(2) プラスチック回収先行地域実証事業について

実証実験の結果①

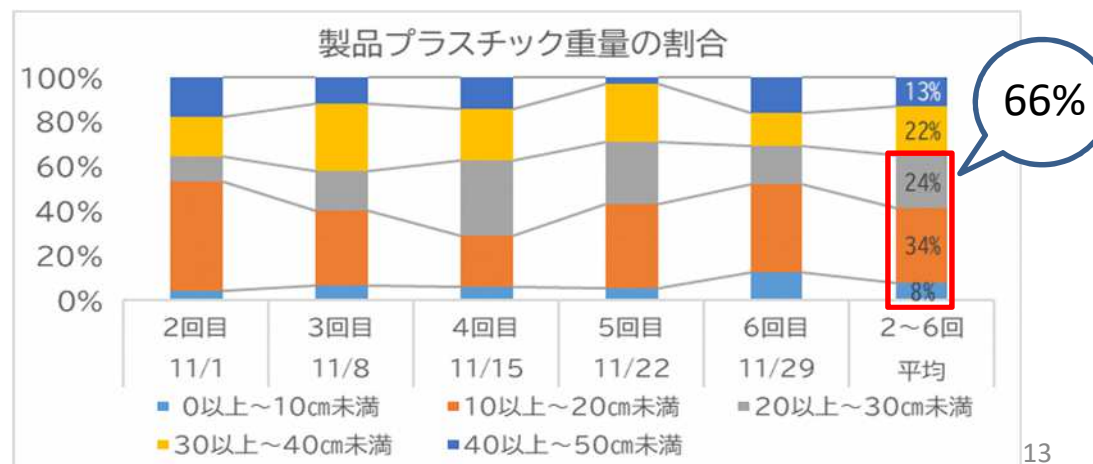
1. 実験前と実験後の排出量の変化

- ・実験期間中は排出量が約3割増
(排出原単位当たり)
- ・製品プラスチックのほか、従来の食品包装プラスチックも増加



2. 組成の変化及び製品プラスチックの内訳

- ・製品プラスチックは30cm未満が約2/3を占めた



(2) プラスチック回収先行地域実証事業について

実証実験の結果②

3.混入していた禁忌品

- ・カミソリの刃物類のほか、リチウムイオン電池使用製品が混入



4.混入していた不適物

- ・紙製品の混入が目立った
- ・ペットボトルが同一袋にて排出されるケースがあった
- ・50cm以上の製品プラスチックも排出されていた



5.中間処理

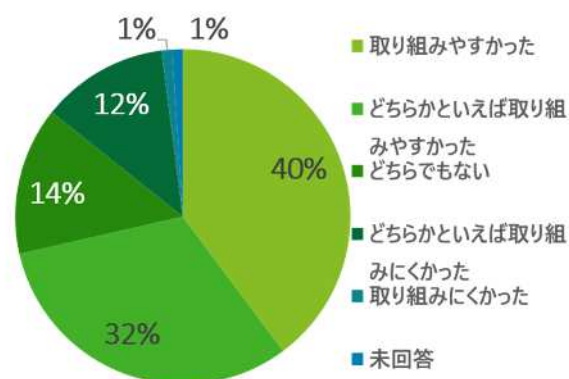
- ・通常の食品包装プラスチックと同様に処理(写真:スライド12ページ)
- ・破袋機の通過に少し時間がかかったが、大きな問題なく処理工程を通過

(2) プラスチック回収先行地域実証事業について

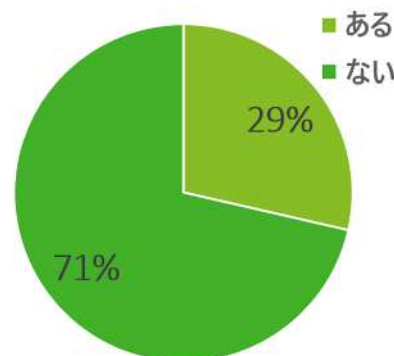
実証実験の結果③

6.住民アンケートの結果

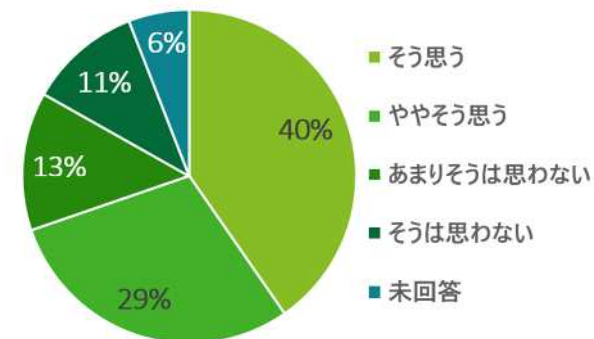
- ・一括回収に取り組みやすかったと回答した方が7割以上
- ・一方で3割近くの方が一括回収に参加する過程で分別に困ったプラがあると回答
- ・アンケート回答者の7割弱が一括回収を急ぐべきと回答



通常の商品包装プラスチックのみを収集する分別方法と比べて、今回の実証事業の容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括で収集する分別方法は取り組みやすかったですか。



今回の実証事業の中で、分別しなかった/できなかったプラスチックはありますか。



今回の実証実験を踏まえて、さいたま市はプラスチックの資源化に向けて、一括回収を早急に取り組むべきと考えますか。

7.住民ヒアリングの結果

- ・目につきやすい周知方法としてチラシの全戸配布や収集所への掲示が挙げられた
- ・異素材と結合したプラスチックや見分けが付きにくい素材での分別に難儀したとの意見も見られた。

(2) プラスチック回収先行地域実証事業について

実証実験の結果④

8. 業者ヒアリングの結果

- ・大きめの製品プラスチックは処理工程で詰まらないようにする必要がある。
- ・製品プラスチックの処理を行うにあたり火災対策が必要。
- ・製品プラスチックの判別が難しい。

9. 今後の方向性

- ・収集運搬や中間処理における設備上の大きな課題はなかったため、指定法人(日本容器包装リサイクル協会)ルートによるリサイクルを軸に全市での実施に向けた体制を引き続き検討していく。
- ・周知啓発方法に関する意見を多くいただいたため、ターゲットに合わせた丁寧な普及啓発を行っていく。
- ・令和6年度以降回収対象を容器包装プラスチック全般に広げるなど、段階的に回収対象を広げ、令和8年度以降に全市で製品プラスチックを含めた一括回収を実施していく。

1 報告事項

(3) 3 R推進啓発事業

(3) 3R推進啓発事業

さいたま市民の日 (食品ロス削減)

さいたま市民の日フェアで、規格外野菜を使用したベーグルを販売しました。
またInstagramを用いたプレゼントキャンペーンを行いました。



学生への啓発

埼玉大学むつめ祭にて、リチウムイオン電池の正しい分別方法や、正しいごみの捨て方を説明しました。



民間事業者との連携

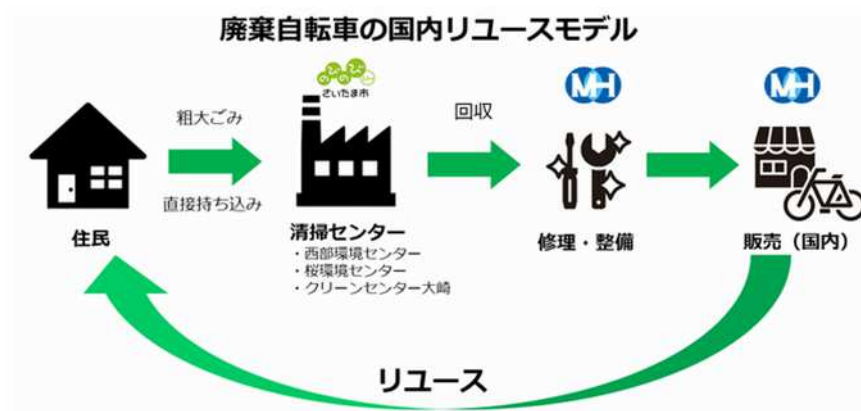
イオンモール与野で行われた衣類リサイクルの広報支援



(3) 3R推進啓発事業

廃棄自転車のリユース 実証事業

ごみとして排出された自転車を株式会社三堀アレスダंकを通じて整備を行い、日本国内においてリユース販売する「国内循環型のリユースモデル」を構築しました。



不要品回収イベント

さいたま市役所駐車場にて、自分
はもういらないけど、まだ使えるも
のを回収し、市と協定を締結してい
る事業者を通して、リユース等を行
いました。



1 報告事項

（４）西部環境センターの段階的 稼働停止について

西部環境センター焼却施設の 段階的稼働停止について

環境局

施設部
資源循環推進部

環境施設管理課
資源循環政策課
廃棄物対策課

目次

1. 廃棄物処理施設の統廃合に係るこれまでの経緯
2. 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）の実績及び目標値
3. ごみ減量施策
4. リスク要因
5. リスク回避策の検討
6. コスト比較
7. 検討の結果
8. まとめ

1. 廃棄物処理施設の統廃合に係るこれまでの経緯

1. 「平成29年度第15回 都市経営戦略会議」 平成30年 3 月

➡ 適正な廃棄物処理を継続していくため、廃棄物処理施設を統廃合し、4ブロック3施設体制を構築する

2. 「第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画の改定」 令和5年3月策定

➡ 大きく変化を続けている社会情勢に対応するため、より効果的なごみの減量や資源化施策を実行する

2. 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）の実績及び目標値

3 施設体制
移行

指 標	(R3) 実績	(R4)		(R7) 目標	(R9) 最終目標
		実績	中間目標		
1人1日あたり総排出量(g)	845	823	856	838	827
1人1日あたり家庭系ごみ 排出量（資源物除く）(g)	509	492	484	467	456
ごみ総排出量（t/年）	410,833	402,046	402,355	395,468	390,867
ごみ焼却量（t/年）	366,833	344,355	341,665	325,585	318,809
施設処理能力（t/年）	384,384（4施設）			326,385（3施設）	

約18,000トン超過

3. ごみ減量施策

3 施設体制に移行し安定稼働を継続できるよう、**排出量を抑制するための様々な減量施策を間断なく実施**する。

(1) 前倒し削減事業

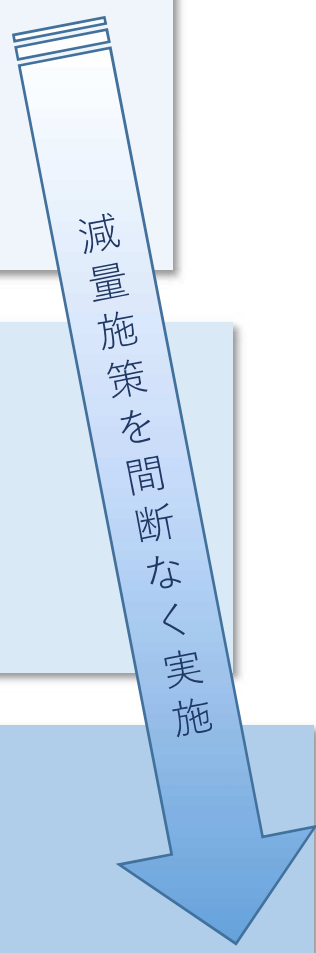
- ① 木くずリサイクル事業（令和6年度から）
⇒事業者の受入基準見直し
- ② プラスチック類リサイクル拡大事業（令和6年度から）
⇒食品包装プラスチックから包装プラスチックへ拡大

(2) 計画通りの削減事業

- ① ごみ処理手数料適正化事業
⇒事業系手数料改定（令和6年度から）
直接搬入手数料改定（令和7年度から）
- ② 木くずリサイクル事業（令和7年度から）
⇒家庭系木くずをリサイクル事業者へ誘導

(3) その他の新規削減事業

- ① 木くずリサイクル事業（令和9年度から）
⇒粗大ごみ木くず資源化
- ② 新たな減量施策の検討・導入



減量施策を間断なく実施

4. リスク要因

基本計画改定版に基づき**着実に減量を進めている**が、以下の**リスク要因**がある。

リスク1) 焼却量の見通し

アフターコロナによる事業活動の再開など社会情勢の変化が加わり、令和7年度までにごみの焼却量が施設処理能力を下回るか不透明

➡ 予測が難しく不透明

リスク2) 不測の事態の発生

リチウムイオン電池による施設火災などによる施設の長期間稼働停止など不測の事態が発生する危険性

(例) 令和5年に発生した、桜環境センターの事故のような長期にわたるごみ処理緊急停止

➡ ごみの処理が滞る危険性

5. リスク回避策の検討

計画通りの減量施策を進める中で、想定以上にごみの排出量が増加し、市のごみ処理能力を上回る、いわゆる『ごみ非常事態宣言』発出リスクを回避するための対策として、以下 4 つの案を検討した。

案 1 既存 3 焼却施設の稼働日数を増やし焼却量を確保

➡ 既存 3 焼却施設の事故や緊急停止の増加が想定され、**実現性が低い**

案 2 市外民間焼却施設に処理委託 （西部環境センターを積替え保管施設に改造）

➡ 多くのコスト・時間を要する**課題や、不確定要素が多い**

案 3 既存施設の有効活用 （西部環境センターを段階的に稼働停止）

➡ ごみ減量施策の**効果を適切な時期に見極められ、災害廃棄物や他施設の不測の事態にも対応可能**

案 4 既存施設の有効活用 （東部環境センターを段階的に稼働停止）

➡ 解決に時間や費用を要するデメリットが多く、**実現性が低い**

6. コスト比較

当初の計画と比較するため第4次基本計画改定版、及び実現性がある案2及び3について、全焼却施設の3年間（令和7年度から9年度）に要する合計額を算出した。

（単位：千円）

		基本計画改定版 （西部廃止）	案2 外部委託 （西部積替保管施設）	案3 既存施設の有効活用 （西部段階的稼働停止）
西部	施設改修費	100,000	1,551,000	※1,089,000
	定期整備・灰処分等	53,901	957,681	3,280,777
他3センター（大崎・桜・サマル）		13,556,756	13,556,756	12,547,615
収集体制見直等費用		1,630,905	2,511,589	927,569
合計		15,341,562	18,577,026	17,844,961

※不測の事態発生に備えた緊急修繕料であり、不用額となる可能性がある

7. 検討の結果

以上の検討から、4施設体制から3施設体制への移行を円滑に行うためのリスク回避策として最も望ましい案を選定した。

	リスク1 ごみ排出量の急増	リスク2 ごみ処理緊急停止	施設改修の実現性	コスト 3年間総額	
案2	△ 民間施設の余力による	△ 民間施設の余力による	△ 整備に時間を要する	185.8億円	
案3	○ 対応可能	○ 対応可能	○ 対応可能	178.4億円	➡採用

8. まとめ

4 施設体制から 3 施設体制への移行を円滑に行うため、以下のリスク回避策を講じる。

1. ごみ排出量を最大限抑制するための様々な**減量施策を前倒しで間断なく実施**する
2. 3 施設体制に移行する令和 7 年度から **3 年間、暫定的に西部環境センターで焼却できる体制**を整える
3. **3 年を待たず**に、ごみ排出量が **3 施設体制の処理能力を下回り 1 年を経過した時点**で、西部環境センターの稼働を停止する

事業系びん・かんの市施設受入れ停止時期について

第3回審議会における審議…令和6年10月から停止

➡ 令和7年度当初からの受入停止とする

【今後のスケジュール】

- 令和6年6月 市議会6月定例会 市民生活委員会報告
事業者への周知、説明
- 令和6年10月 事業系廃棄物収集事業者説明会にて説明
- 令和7年4月 サーマルエネルギーセンター供用開始
東部環境センター廃止とともに受入停止

2 審議事項

(1) 家庭系木くずのリサイクル実証事業

(1) 家庭系木くずのリサイクル実証事業

家庭系木くず類の現在の状況

剪定枝、落葉、刈草は3束・3袋まで「もえるごみ」で収集
木材製品は「もえないごみ」又は「粗大ごみ」
(搬入は収集所回収、戸別収集、直接搬入の3通り)



いずれも焼却処理



- ・更なるごみの減量
- ・焼却施設の負担を減らす

家庭系木くず類の資源化について検討する実証実験

実証実験の事業概要

焼却施設に搬入される家庭系木くず類を一時的に貯留
再資源化施設に搬出し資源化する

(1) 家庭系木くずのリサイクル実証事業

実証時期: 令和6年10月～11月の2か月間を予定

実施場所: さいたま市西部環境センター

事業スキーム

家庭系木くず類



- ・収集所回収
- ・戸別収集
- ・直接搬入

西部環境センター



一時貯留

再資源化施設



本実証事業の検証事項

- ・事業の有効性、費用対効果
- ・法的関連事項の整理
- ・環境への影響(必要な環境保全措置、CO2削減効果等)

3 その他

(1) 今後の予定

(1) 今後の予定

	令和5年度	令和6年度				令和7年度			
家庭ごみ直接搬入制度の見直し	都市経営 戦略会議	条例改正	市民周知			直接搬入制度改正			
容器包装プラスチックのリサイクル拡大事業		市民・業界団体への周知		試験的実施		本格実施			
事業系ごみのリサイクルの推進	木くず類受入 基準策定	新手数料額施行					事業系木くず受入原則停止		
家庭系木くずのリサイクルの推進		実証事業							
審議会	第4回 (今回)	第1回		第2回	第3回	第1回		第2回	第3回

令和 5 年度第 4 回 さいたま市廃棄物減量等推進審議会

議 事 録

日時 | 令和 6 年 3 月 26 日 (火)

10:00～11:30

会場 | 本庁舎別館 2 階 第 5 委員会室

令和5年度第4回さいたま市廃棄物減量等推進審議会 議事録

1. 日時

令和6年3月26日（火）10時00分開会 ～ 11時30分閉会

2. 場所

本庁舎別館2階 第5委員会室

3. 出席者（敬称略）

出席委員

鬼沢 良子 磐田 朋子 川本 健 永田 信雄 清川 静香 内田 宜宏
田口 ゆり子 小池 佑弥 大前 万寿美 山崎 蓉子 村井 辰太郎

欠席委員

小林 敦 吉田 正信 野代 幸一 赤松 真一

事務局

[資源循環推進部]

資源循環推進部長 資源循環政策課長 廃棄物対策課長 外3名

[施設部]

施設部長 環境施設管理課長 環境施設整備課長

4. 次第

開会

議事

報告事項

- (1) 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画に係る事業評価
- (2) プラスチック回収先行地域実証事業について
- (3) 3R推進啓発事業
- (4) 西部環境センターの段階的稼働停止について

審議事項

- (1) 家庭系木くずのリサイクル実証事業

その他

- (1) 今後の予定

5. 議事録

■ 開会

■ 議事 報告事項

鬼 沢 会 長：これから審議会を進めます。会議の成立について確認いたします。さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第34条第3項の規定により、委員の半数以上の出席をもって会議の成立としております。本日は15名中11名が出席されているため会議として成立していることを報告いたします。これまで同様、審議会の内容は議事録として公開されることとなっていることをご了承いただきます。今回、傍聴希望者はいらっしゃいますか？

事 務 局：1名いらっしゃいます。

鬼 沢 会 長：ご案内をお願いします。

（事務局から、資料「令和5年度廃棄物減量施策報告と令和6年度の新規施策について」のうち、報告事項(1)に関する説明が行われた。）

発言内容

鬼 沢 会 長：コロナの影響で、普及啓発に関してC評価が多くなったということですが、今年度から徐々に改善していくと思われますね。

（事務局から、資料「令和5年度廃棄物減量施策報告と令和6年度の新規施策について」のうち、報告事項(2)に関する説明が行われた。）

発言内容

清 川 委 員：P14の禁忌品・不適物の混入について、通常の食品プラのみの回収の時と比べて何パーセントくらい増加しましたか。

事 務 局：実証実験における不適物は約11%でした。通常の不適物は約6%なので約2倍となります。

清 川 委 員：ゼロにするのはかなり難しいとは思いますが、11%という数値をできる限り減らしていく活動ができたらと思います。

小 池 委 員：不適物の部分で気になったのが、リチウムイオン電池は爆発物なのでかなり危険と感じます。不適物を減らすことも重要ではありますが、危険であることの認識をしていただく必要があると感じるのですが、そのあたりに関して取り組みを考えていますか。

事務局：リチウムイオン電池については全国で火災に悩んでいるところです。さいたま市として今年度はリチウムイオン電池製品を多く使用する20代、学生をターゲットに大学等で周知してきました。若年層をターゲットに周知していて、今後も拡大していきたいと考えています。

小池委員：実証実験の結果の写真にハンディファンがありますが、モバイルバッテリーも含まれていたのですか。

事務局：モバイルバッテリーは含まれておりませんでした。製品と一体型で取り外しできないものが含まれていました。

鬼沢会長：ハンディファンにリチウムイオン電池が使われていると知らないと、プラスチック製品として捨ててしまうことになりますよね。その辺りが今後重要となりますね。

川本委員：興味深い実証実験と感じました。今回は事前にラーニングをしましたか。それによって結果が変わってきますが、分け方・種類・禁忌品についてラーニングをしましたか。

事務局：3自治会、合計3回説明会を開催いたしました。全戸チラシ配布、収集所に張り紙をし、禁忌品を入れないことと、この事業についてお知らせをしました。

川本委員：事前の説明は行ったということですが、住民側から、その説明で分かりましたというアンケートはとりましたか。つまり、片方向の説明だったということですか。

事務局：実証実験後のアンケートは行いまして、その中でどの広報手段が分かりやすかったかという設問を設けております。

川本委員：若い方、年配の方でよくわからない、という方がいたのではないかと思います。余力があれば双方向のラーニングを是非取り組んでいただきたいと思います。今回の対象世帯は主に家族という認識でよろしいでしょうか。つまり、単独ではなく家族ということですか。若年層にアプローチしたいということでしたが。

事務局：その報告はまだまとまっていませんが、さいたま市は1世帯あたり平均 2.1 人であり、埼玉大学も近くにありアパートも多くあります。説明会に学生は来ておりませんでした。個別のチラシでカバーする形で行いました。

川本委員：世代や所得が結果に関係してくると思います。金銭的に余裕がないとそんなことやる余裕はない、中間層が意識が高く一番取り組んでくれる、などですね。その辺りの統計はとれるかと思うので、後々参考になるかと思います。

大前委員：P14 の 4 にペットボトルがプラスチックと同一袋に入っていたとあります。以前桜環境センターを見学した際、もえるごみにペットボトルが結構入っていました。もしかすると、食品包装プラスチックも増加と書いてあるが、今までペットボトルをもえるごみとして出していた人が、プラスチックに関心を持ち、不適物ではあるがプラスチックに出した、というケースと考えてよいのでしょうか。

事務局：プラスチックとして出されたごみ量は 30% 増えました。全 3 回説明会を行いました。来ていただいた方は分別に興味を持ってくれる住民が非常に多かった。ので、そういったところで増えたのかなと思います。

田口委員：今までわからないながらもごみの分別を行ってきました。台所に燃えるごみとプラスチックの 2 つごみ箱を用意して分別をしています。近所の方もそういった形でプラスチックの日という感じでやってくれていると思うんです。ですが、中には分別に協力しない人も結構いらっしゃいます。そういう方にチラシの配布等以外お知らせする方法はないのでしょうか。実証実験の対象としては桜区の約 800 世帯ということですが、区によってごみの分別に対する行動・意識に偏りはあるのでしょうか。令和 8 年度まで時間があるので、もし可能であれば改善が必要と思われる地区を中心に、お知らせしてもらうという考えはありますでしょうか。きれいにしたいという思いであります。

事務局：周知は非常に重要なことととらえております。説明会にきてくださる方は皆さん協力をしていただいています。一方で全くごみに興味がない人、なんでもかんでも燃えるごみにいれて、曜日も関係なく出してしまう方も少なからずいらっしゃいます。そういった方にさいたま市としてどのように対応しているかという、収集所ごとにご相談いただき解決していく形をとらせてもらっています。収集所によってパターン、環境が違うので一律に解決策を提示できないのが申し訳ないところですが、収集所ごとに解決策を検討しております。

令和 8 年度以降、プラスチックの一括回収が始まるにあたり、市報も全く見ない方もいるため、収集所に掲示をするのが 1 番有効ではないかという意見をいただいております。この辺りも検討していきたいと思っています。また、さいたま市としては若い世代に対する啓発に力を入れて取り組んでいるところです。保育・幼稚園生～大学生まで広く周知していきたいと考えています。

磐田委員：P13 のスライドの上のグラフについて、不適物に相当するのが、禁忌品、汚れプラスチック、その他の 3 つということでしょうか。

事務局：そのとおりです。

磐田委員：汚れプラスチックは一括回収されたあと、市としてはどのような処理方法となっているのでしょうか。

事務局：レーンに流して破袋し、汚れているプラスチックは取り出して燃えるごみ、焼却にまわされることになります。

磐田委員：教育を受けたうえで不適物 11%となっているが、一般の方向けに行う際はもっと増えると思われます。内訳としては汚れプラスチックが多いのでしょうか、それとも 50 c m以上の製品プラスチックが多いのでしょうか。

事務局：割合については、個数ではなく重量%であるため、50 c m以上のものはそれだけ重くなるため割合が大きくなってしまいます。実証実験後の報告では、住民の方から、どこまで汚れているものを汚れプラスチックとするかわかりづらかったという意見が 2、3 件あり、汚れの具合について写真付きで示してほしいとのことでした。この辺りも写真付きで周知啓発できるよう検討していきたいと考えています。

磐田委員：私もそこが迷うところだと思ったので、ぜひそうしていただきたいです。この実証実験により、燃えるごみは減ったのでしょうか。

事務局：今回は 800 世帯が対象だったため大きな変化はありませんでした。ごみの焼却量自体は昨年より減っております。

磐田委員：桜区では雑紙回収、プラスチックの一括回収、生ごみのコンポスト支援もしているということで、ごみ削減ができるエリアのモデルとなってもらうよう

なお誘いすることも考えてはどうでしょうか。

（事務局から、資料「令和５年度廃棄物減量施策報告と令和６年度の新規施策について」のうち、報告事項(3)に関する説明が行われた。）

発言内容

永田委員：私はフードバンク埼玉というフードバンクの事業を行っておりまして、今の報告の中では浦和レッズのイベントと市役所駐車場での不要品回収イベントに出展しフードドライブをやらせていただきました。もう少し市民団体が参加できるフレームがあってもいいと感じました。ぜひ検討いただきたいと思います。

鬼 沢 会 長：フードバンクの事業を行っている方だけでなく、市民団体が参加できるものということですね。

永田委員：リユース・リサイクルを行っている団体は多くあります。我々としてもボックスを置いて待っているだけよりも、お祭りのように楽しくしたほうが地域住民への波及効果があるのではないかと感じます。

川 本 委 員：２０年前にデンマークに住んでいましたが、不用品回収に関して日本もリサイクルショップが増えてきて、やっと２０年前のデンマークに追い付いてきたなという感じです。不用品回収の店はデンマークだと２４時間開いていてそこにもっていけばいいという感じでしたが、日本ではまだそのような形態は一般的ではないですね。早く日本もそのような形に追い付いてこないかなと思いました。デンマーク在住時は、娘が０歳でしたが、ほとんど（新品の）服は買っていない。ほぼ無料の状態で買えるからです。

鬼 沢 会 長：毎年規模を拡大して、今年は５月１９日に新都心でイベントを行うということですが、都合で家に不用品あっても持って来られない方もいらっしゃるかと思います。不用品回収の時間や場所がより広がっていいと思います。機会を逃すとシーズンが変わってしまいますので。

（事務局から、資料「令和５年度廃棄物減量施策報告と令和６年度の新規施策について」のうち、報告事項(4)に関する説明が行われた。）

発言内容

（なし）

■ 議事 審議事項

（事務局から、資料「令和 5 年度廃棄物減量施策報告と令和 6 年度の新規施策について」のうち、「家庭系木くずのリサイクル実証事業」に関する説明が行われた。）

川 本 委 員：木くずの排出が多そうなのは東部かと思うが、なぜ西部なのでしょう。

事 務 局：市の東側には民間の木くずリサイクル業者がありますが、線路から西側にはそういったものがございません。また、家庭系木くずをこれまで西部環境センターに持ち込んでいた方が、ここがなくなった際にどこまでもっていくかという話から、西部環境センターを実施場所とした経緯があります。

鬼 沢 会 長：市内にリサイクル業者はいくつかあるということでよろしいですか。

事 務 局：市内に 3 社、いずれも東側にあります。

鬼 沢 会 長：この 3 社に実証実験に参加してもらうということでしょうか。

事 務 局：今年度は実証事業なのでコンサルティング会社に設計をしてもらいます。これが本格稼働することになりましたら、その 3 社の入札などになってくと思います。

小 池 委 員：ちょっとよくわからないのですが、これを実証して結果がどうなったら費用対効果があると考えられますか。それはこれからコンサルティング会社と協議して決めていくのでしょうか。

事 務 局：おっしゃる通り、これは実証事業なので、様々な課題があります。財政面でも年間費用が市で長期継続が見込めるものであるか、市の費用負担の課題があります。長期継続が見込めないようなものであれば、再検討が必要になってきます。

また CO2 排出量の問題があります。集めた木くずを一時的に保管した後、委託会社まで運ぶためのトラックによる CO2 排出量等、これまでのもえるごみとして扱った場合とどちらが多く CO2 を排出するかと比較が必要となります。

小 池 委 員：何に対して実証実験をするのかがびんと来ませんでした。今後 KPI 等決めていくことになると思いますが、その辺りを明確にしてもらった方がよろしいか

と思います。

川 本 委 員：これはさいたま市のスマートシティと関係はしているのでしょうか。

事 務 局：しております。CO2 削減事業の一環です。

川 本 委 員：メインはそっちであると考えます。費用対効果というよりは、最小の費用で最大の CO2 削減効果ということかと。

磐 田 委 員：直接搬入ということですが、集まるのかというのが心配です。可燃ごみで出せる程度の量の木くずを直接搬入しますでしょうか。周知は行うのでしょうか。

事 務 局：周知は西区には最大限する予定です。西部環境センターには軽トラックに積んで木くずを出す方はいらっしゃるので、それらをヤードの方に案内する振り分けをしていきます。市民の方は少しであれば収集所に出す方が楽だとは思いますが、西区は広い庭の家も多く、家庭菜園をされている方などに、ごみとは別で木くずをもってきてもらうよう周知していきたいです。おっしゃる通り、どれだけ集まるのかが見えておりません。そうした点も検討していきたいと思います。

磐 田 委 員：市民に対しアンケートをとるなど、どうすれば分別回収にもっていけるかを調査してはどうでしょうか。

鬼 沢 会 長：これまで通り 3 束・3 袋までは回収するというのは継続であって、それより多いものについて直接搬入していただくということでよろしいですか。

事 務 局：その通りです。

■ その他 今後の予定

(事務局から、資料「令和 5 年度廃棄物減量施策報告と令和 6 年度の新規施策について」のうち、「今後の予定」に関する説明が行われた。)

閉会